

全ト協発第 372 号(企)
令和 7 年 10 月 31 日

都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会 長 寺 岡 洋 一
(公 印 省 略)

サプライチェーン全体での支払の適正化について

平素は当協会の業務運営に関し、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法については、令和 7 年 5 月 16 日に改正法が成立し、同月 23 日に公布され、中小受託取引適正化法（取適法）及び受託中小企業振興法（振興法）となりました。

今般、改正法が令和 8 年 1 月 1 日に施行されるに伴い、サプライチェーン全体での実施が重要となる取組について、経済産業省中小企業庁事業環境部長、及び公正取引委員会事務総局官房審議官の連名により別添のとおり周知の依頼が参りました。

つきましては、貴協会傘下会員事業者に対し、下記の事項について周知・要請を図っていただきますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. 令和 8 年 1 月 1 日から取適法が施行され、同日以後の発注に係る製造委託等代金の支払に手形を交付することが禁止されること。また、電子記録債権や一括決済方式等の現金以外の支払手段についても、物品等の受領から起算して 60 日以内に定められる代金の支払期日までに当該代金の満額に相当する金銭を受領することができない場合は、その使用が禁止されること（例えば、物品等の受領日から起算して 60 日を超える満期を設定した電子記録債権又は一括決済方式を使用する支払は、原則として禁止される。）。
2. 取適法対象外の取引についても、サイトを製造委託等に係る物品等の受領日から起算し 60 日以内に短縮する、代金の支払をできる限り現金によるものとする等、サプライチェーン全体での支払の適正化に努めること。とりわけ、建設工事、大型機器の製造など発注から納品までの期間が長期にわたる取引においては、発注者は支払の適正化とともに、前払比率、期中払比率をできる限り高めるなど支払条件の改善に努めること。

以上

◇本件お問合わせ先

全日本トラック協会 企画部 電話：03-3354-1037

20251024中庁第1号
公取企第405号
令和7年10月28日

関係事業者団体代表者 殿

経済産業省 中小企業庁
事業環境部長 坂本 里和
(公印省略)
公正取引委員会事務総局
官房審議官 向井 康二
(公印省略)

サプライチェーン全体での支払の適正化について

物価上昇に負けない賃上げの原資を確保できるようにするため、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる取引環境の整備が重要であることから、令和7年5月16日に「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が成立し、同月23日に公布されました。この改正法は、令和8年1月1日に施行され、下請代金支払遅延等防止法は、中小受託取引適正化法（以下「取適法」といいます。）となります。

取適法では、令和8年1月1日以降に発注される製造委託等に係る代金の支払について、手形払を禁止するとともに、電子記録債権や一括決済方式といったその他の支払手段についても支払期日までに代金に相当する金銭（手数料等を含む満額）を得ることが困難なものを禁止しています。

取適法の施行に伴い、製造委託等代金を支払う事業者が、そのサイトを円滑に短縮するためには、自らが受け取る代金のサイトが短縮されることはもとより、その川上の事業者も含めたサプライチェーン全体でサイトが短縮されることが重要となります。

そのため、取適法の対象とならない取引も含め、サプライチェーン全体でのサイト短縮の取組や、サイトの短縮に取り組む事業者の資金繰りへの影響にも配慮する必要があります。

貴団体におかれましては、これらの取組を推進するため、傘下会員に対し、下記を周知・要請いただくよう、御協力をお願いいたします。

記

【サプライチェーン全体での支払の適正化について】

支払の適正化を図るため、傘下会員に対し、以下を周知・要請する。

1. 令和8年1月1日から取適法が施行され、同日以後の発注に係る製造委託等代金の支払に手形を交付することが禁止されること。また、電子記録債権や一括決済方式等の現金以外の支払手段についても、物品等の受領から起算して60日以内に定められる代金の支払期日までに当該代金の満額に相当する金銭を受領することができない場合は、その使用が禁止されること（例えば、物品等の受領日から起算して60日を超える満期を設定した電子記録債権又は一括決済方式を使用する支払は、原則として禁止される。）。
2. 取適法対象外の取引についても、サイトを製造委託等に係る物品等の受領日から起算して60日以内に短縮する、代金の支払をできる限り現金によるものとする等、サプライチェーン全体での支払の適正化に努めること。とりわけ、建設工事、大型機器の製造など発注から納品までの期間が長期にわたる取引においては、発注者は支払の適正化とともに、前払比率、期中払比率をできる限り高めるなど支払条件の改善に努めること。

以上